

入札監理小委員会  
第556回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第556回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年9月18日（水）16：52～17：43

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議  
○刑務所出所者等就労支援事業
3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（厚生労働省職業安定局）

雇用開発企画課就労支援室 伊藤室長

雇用開発企画課就労支援室 衛藤室長補佐

雇用開発企画課就労支援室 前田特定求職者雇用対策専門官

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第556回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項の審議として刑務所出所者等就労支援事業、厚生労働省の案件1件の審議を行います。

それでは、実施要項について厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室、伊藤室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○伊藤室長 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長の伊藤でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、刑務所出所者等就労支援事業について説明させていただきます。

初めに、本事業の目的及び概要を説明させていただきます。

刑務所出所者等の就労確保については、その再犯を防止し改善更生を図る上で極めて重要であります。そのため、関係省庁が一体となって推進すべき大きな課題と考えております。

現在、厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を行っております。

本事業は、その取組の一環として刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的に、刑務所出所者等就労支援事業として、大きく分けて2つの業務を民間に委託して実施しております。

それでは、まずこの2つの業務の概要でございます。恐縮ですが、資料A-3-1を御覧いただければと思っております。

1つ目の業務については、事業主に対して刑務所出所者等の雇用に関してさまざまな働きかけを行う業務です。具体的にはこの資料の真ん中の上のほうの枠になりますけれども、協力雇用主や人手不足分野などの事業主に対して、1つ目として、刑務所出所者等の雇用に係る周知・啓発、雇用管理の助言等の支援を実施いたします。そして、2点目として、刑務所出所者等のニーズを踏まえた求人の確保を行います。3点目として、刑務所出所者等の雇用に関するニーズ、課題等、刑務所出所者等の雇用推進に有用な情報の収集といった業務を行うもので、これらの業務をまとめて協力雇用主等支援業務としております。

なお、本事業の対象としている協力雇用主ですが、この協力雇用主とは、刑務所出所者等の事情を理解した上で雇用して、刑務所出所者の改善更生に協力する民間の事業

主であって、協力雇用主として保護観察所に登録している事業主のことを言っております。

以上が協力雇用主等支援業務の概要でございます。

それから、大きく分けて2つ目の業務でございます。資料A-3-2を御覧いただければと思います。

この資料の右下にくくっている赤枠の業務の部分になりますが、これは刑務所出所者の就労支援の各種メニューの実施に係る経費を支給する業務となります。具体的には、刑務所出所者に対して、1点目として、ハローワークと矯正施設、保護観察所が連携して企画して実施することとしている職業体験講習やセミナー、事業所見学会、これらに係る謝金や手当などの支給業務を行います。2点目として、刑務所出所者などを試行的に雇用する事業主に対して支給する助成金の申請に対して審査、支給を行う業務でございます。これらをまとめて、支給業務等としております。

簡単ではございますけれども、以上が本事業の目的と概要になります。

続きまして、実施要項等について説明をさせていただきます。

本事業については、これまで随意契約により実施してきたところですが、この間、1者応札が継続しておりますので、今般の市場化テストの実施に際しては、競争性を高める観点から、過去に応募に至らなかった事業者などに対するヒアリングなどを通じてわかった課題も踏まえて見直しを行っております。

したがって、この後の実施要項の説明については、見直しを行った事項を中心に説明させていただきたいと考えております。

最初に、大きな見直しとして事業の分割について御説明いたします。本事業はもともと刑務所出所者等就労支援事業としまして、先ほど申し上げたとおり、大きく分けて2つの業務を含んで1つの業務として実施してきております。

しかしながら、協力雇用主等支援業務とそれ以外の支給業務等については、事業の内容、性質、それから、実施者に求められるノウハウ、体制などに相違がありますので、同一事業者が全ての業務を行うことが過度の負担やリスクになり、そのことが新規事業者の参入の障壁となり得ると考えられるため、今般の見直しに当たり、事業を協力雇用主等支援業務とそれ以外の支給業務等の2つに分割することといたしました。この事業の分割が一つ大きな見直しとなります。

その他の見直し事項については、協力雇用主等支援業務と支給業務等のそれぞれの実施要項により説明いたします。

まず協力雇用主等支援業務から御説明いたします。資料A-2-1の協力雇用主等支援業務の入札実施要項でございます。

まず、ちょっと飛びますが、10ページを御覧いただければと思います。10ページの第6に、落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項を記載しております。

今般、競争性を高める観点から、調達的方式をこれまでの随意契約から一般競争入札の総合評価落札方式により実施することとしております。

また、実施要項の4ページになりますけれども、4の入札対象地域というところを御覧いただければと思います。

協力雇用主等支援業務につきましては、これまで5つの都府県における事業を一括して委託していたところですが、この全てに拠点を設けて事業を行うことは難しいという声が応募に至らなかった事業者などからもありましたので、今回、この5地域を分割して、5都府県それぞれで入札を実施することとしております。

次に、実施要項の6ページを御覧いただければと思います。7に、事業の実施により確保されるべき質に関する事項について記載しております。

本事業では、今年度まで5都府県の合計求人開拓数を目標として設定しておりましたが、来年度事業からは(2)に記載のとおり本事業における接触事業者数を新たに要求水準として設定し、また、目標開拓求人数については、地域の分割に伴って各5地域において達成すべき水準を設定して、事業の質を確保することとしております。

次に、実施事項の8ページを御覧いただければと思います。

真ん中辺の第5の1に、入札スケジュールの実施手続について記載しております。これまでの調達については公示期間を約2週間で設定しておりましたが、今回はこれを約50日間に延長して、事業への新規参入の検討、応札の準備に時間的な余裕を持てるように改善したいと思っております。

また、開札・落札予定者の決定を2月末に設定することによって、新規参入者の事業の準備期間に余裕を持たせるように見直しを行っております。

次に、実施要項の10ページを御覧いただければと思います。第6に、落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項を記載しております。

先ほど申し上げましたとおり、今回は総合評価落札方式として実施することとしており、落札者は提案書による技術評価と入札価格を総合した評価により決定することといたしま

す。その評価の配点は、ここに記載のとおり300点満点として、うち技術評価点を200点、入札価格点を100点と設定しております。

また、技術評価点については、必須項目を60点、加点項目を140点と配分しております。この技術点に係る具体的な評価方法については、ちょっと後ろになりますけれども、別紙2の評価基準及び採点表を御覧ください。こちらの1の事業の実施体制を必須項目としております。そして、2の企画内容以下を加点項目としております。加点項目については、重要性に応じてウエイトづけして加点を行うこととしております。

この加点項目のうち、3番の応募者の実績等につきましては、従前では公募の実施に当たって刑務所出所者等の就労支援を行った実績があるということを応募に当たっての必須条件としていたところ、これも参入障壁の一つになっていると考えられますので、今回、この条件を廃止して、本事業と類似する業務の受託実績、それから、更生保護に関する支援の受託実績を技術評価上の加点項目において評価するように変更し、入札要件の緩和を図っております。

次に、ちょっと戻っていただいて、実施要項の11ページを御覧ください。第7の本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項を記載しております。

これまで、公募等に当たって従前の事業内容については開示していなかったため、具体的な事業規模等がイメージできずに新規参入をちゅうちょさせることが考えられましたので、新規事業者の参入を促進するために開示することとしております。

具体的には別紙3を御覧ください。こちらに、従来の実施に要した経費や人員、実績事項等を開示することとしております。

以上が、協力雇用主等支援事業の説明となります。

続いて、支給業務等について御説明いたします。この次のA-2-2の資料を御覧ください。

まず、調達方法ですけれども、こちらも見直しを行っております。実施要項の9ページを御覧いただければと思います。

第6の1の評価方法に記載しておりますけれども、競争性を高めコスト削減をする観点から、従前の随意契約から一般競争入札の最低価格落札方式に変更したいと考えております。

この事業については、助成金の支給やセミナー、職場体験講習に係る経費の支給など、業務内容が定型化しておりますので、民間事業者の創意工夫に大きな差が生じにくい事業

であると考えられますので、総合評価落札方式ではなく最低価格落札方式を採用しております。

また、本事業は各地域において拠点を設けて何らかの活動を行うという業務ではありませんので、むしろ1か所で実施するほうが効率的であるため、分割などは行っておりません。

次に、実施要項の5ページに戻っていただければと思います。6に、事業の実施により確保されるべき質に関する事項を記載しております。

従前の事業においては、事業の実施において確保されるべき質の設定がなかったことから、今回、一般競争入札に移行するに当たって、本事業で必要となる迅速かつ適正な処理の目安として、支給・不支給決定に関する期間をおおむね6週間以内とする基準を設定しております。

次に、実施要項の7ページを御覧ください。第5の1に、入札スケジュールの実施手続について記載しております。

これについては、協力雇用事業主支援業務と同じく、これまで公示期間が約2週間であったところを50日に延長し、また、開札や落札予定者の決定を2月末に設定することとしております。

それから、実施要項の9ページを御覧いただければと思います。第7の本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項を記載しております。

こちら先ほどの協力雇用主等支援業務と同じく、従前の事業内容においては開示を行っていなかったため、新規事業者の参入を促進するために開示することとしております。

具体的には、4枚ほどめくったところになりますけれども、別紙2を御覧ください。こちらに、従来の実施に要した経費や人員、実績等を開示することとしております。

支給業務等については以上でございます。

最後になりますけれども、今般、市場化テストの実施に当たって、新規の事業者の参入を促すべく改善を図っております。これらの見直しによって競争性が高まり、また、事業の質の向上、コストの削減につなげてまいりたいと考えております。

私どもの説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明についてご意見、ご質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。資料A-2-1でございます。その6ページ目でございます。真ん中やや下の第3の2、委託費の概算による支払いの取り扱いでございます。これを拝見すると、事業終了後の精算払が原則。例外的に前払いしていただけでも読めるのですけれども、おそらく事業者としてはかなりこの部分に関心をお持ちだと思いますので、現時点では事実上どれくらい前払いがなされているかというデータはありますでしょうか。

○伊藤室長 現在の、今やっている刑務所出所者支援事業については概算払で行っております。ただ、実際、これが変わった以降も概算払となるかどうか、今の状況とは経費の額とかも変わってきますので、概算払が実際に認められるかどうかというのはわからないという状況でございます。

○辻専門委員 わかりました。

続いて、13ページ目でございます。再委託の扱いでございますけれども、これは再々委託に関してはどのようにお考えなのでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 申し訳ございません、再々委託については現段階では想定をしていなかったのですけれども、再委託関係、最近厳しくなってきているので、省内での調整も必要かと思えます。それでまた検討させていただければと思います。

○辻専門委員 わかりました。もしも再委託まで許す趣旨であって、それ以降は一切許さないという趣旨であれば、もう明文で解釈の余地がないようにお書きになっていただければと思いました。

それから、すいません、細かいのですが、13ページの(12)の④にイ及びウとあるのですけれども、これはどれを指しているのでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 こちらは、①、②、③、④を、最初、ア、イ、ウ、エで振っております、その修正ミスでございます。大変申し訳ございません。

○辻専門委員 なるほど、修正ミス、わかりました。

それから、同じく⑤に、第7の4から6と書いてございまして、これは何ページのことを指しているのでしょうか。第7の4から6と書いてございます。11ページを見ると、第7とあって、対応していないのかなと見えたのですが。

○伊藤室長 第8でございます。すいません。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、別紙2でございます。評価基準の表でございます。これの必須項目に挙げら

れている1の(2)、④関係機関との連携方法でございますけれども、関係機関との連携方法が適切かという部分はかなり抽象的に見えてしまって、具体的にどんなことが書いてあると合格をいただけるのかという部分をもうちょっと御説明いただくことは可能でしょうか。

○伊藤室長 まず、関係機関につきましては、該当数が例えばハローワークであったり保護観察所であったりとか、そういったところとなります。それと、実際どういったことを中身でやっているか。例えば、ハローワークであればどういった分野の事業所に求人開拓をやるか。多分、協力雇用主であったり、その他の人手不足分野などにもやるようにということです。ハローワークからその地の雇用情勢というか求人求職状況を把握したりとか、そういった内容が想定されるところでございます。

○辻専門委員 でしたら、この部分は必須項目ということもございますので、できればもう少し詳細なことをご検討いただければと思います。

それから、次、別添でございます。仕様書です。別添の3ページ目でございます。5、事業の内容とございまして、そこに②実施内容とございまして、②のロです。ロを見ていくと、各種事業主援助措置に関する情報等、効果的な情報の提供を行うこととございまして、おそらく厚生労働省、それから法務省でいろんな助成金等をご準備なさっていると想像するのですが、このあたり、どのようなメニューがあつて、どんな詳細な要件、効果があるのかということは、事業者には情報提供いただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 そのような情報を提供いたします。あとは厚生労働省、法務省で作っているパンフレット等必要に応じた資料、啓発等に必要な資料もある程度は情報共有をして進めていく予定でございますし、現状もそのようにしております。

○辻専門委員 わかりました。

それから、同じく仕様書の4ページ目でございます。4ページ目の③実施内容とございまして、そのロです。そこには、収集した情報を別途定める区分に基づき整理・分析することとございまして、おそらく現状の業者も既に同じような事業をなさっていると思うのですが、実際にどのようなレベルのものが求められているのかということを知りたいと思いますので、もし可能であれば、現状、例えばこういう内容の整理・分析をされているという現物というかひな形というか、そのようなものを示すことは可能でしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官　こちらは様式1と様式2、様式3を現在使っております。

○辻専門委員　これですね。なるほど。実際にどんなことが書かれているかということは公開できますか。これだけ見ると、かなり記入する欄も小さかったりするのですが。

○伊藤室長　実際の書かれた内容ということですね。

○辻専門委員　ええ。この狭い面積のところに入る程度の内容で構わないのか、それとも実は別紙とかを書いて、より詳細な報告書があるのかどうか。それから、そのレベル感とか知りたいと思いますので、もし可能であればお願いしたいと思います。

すいません、私からは一旦結構でございます。

○浅羽副主査　御説明いただきありがとうございます。実施要項(案)、それぞれどちらも同じような記載があるところなので、A-2-1を例にしますと、6ページの7、事業の実施により確保されるべき質に関する事項のところ、「本実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし」というふうに書いてあるのですが、これは本日の別添の仕様書ということでよろしいでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官　そうです。

○浅羽副主査　だとしたら、そのように書いてしまったほうが良いと思います。特段、何もないということだと思いますので。

それから、次、非常に細かくて申し訳ないのですが、10ページで、点数の評価のところ、御説明いただいたとき、あるいはその後ろの別紙2を拝見させていただいて、基礎点と加点の割合が60点と140点ではないのかなと思ったのですが、これは何か委員ごとの委員1人の評価点と後ろには書いてあるので、ただ単にこれは。

○前田特定求職者雇用対策専門官　そうですね、記載ミスです。

○浅羽副主査　では、違うというだけでよろしいですか。

○前田特定求職者雇用対策専門官　はい。60点、140点が正しいということで間違いないです。

○浅羽副主査　ありがとうございます。

それから、別紙2の採点表のところなのですけれども、3の応募者の実績等で、主たる業務の中の3つに分けて実績を問うていらっしゃるのですけれども、国または地方公共団体からの業務としているのですが、同じような業務を民間の事業者でやっていた場合は1点もあげないということになるのでしょうか。

○伊藤室長 そうですね。基本的にはこういった求人開拓をやったり、こういったことを民間というか、もともと独自にやられているということで、基本的にはそういうことをやっているところが入ってくるのかなということで、ここは国、自治体のほうの委託を受けてというところで加点をしようと考えております。

○浅羽副主査 あとは、このところに現在も類似する業務をというふうになっているのですが、これはこの事業を今受けていらっしゃる方は当然5点、5点、5点となるのはわかるのですが、全く別の業務で、本事業とは違う業務で似たようなものを現実にこの3つをやっていればそれと同じ点数に対抗できるということで、例えばそれがいいのかどうか私は存じないですけれども、過去、刑務所出所者等就労支援事業を受託した事業者がいて、でも、類似業務を現在はやっていないという場合には、やっぱり3点、3点、3点になってしまうのでしょうか。

○伊藤室長 その場合は、そうなってしまいます。

○浅羽副主査 それは厚生労働省として意図されているものなののでしょうか。つまり、今やっているということに非常に重要度がある？

○伊藤室長 まさに現にやっているというほうが、これまでの実績というよりも現在の実績と考えています。これについては、1から3については刑務所出所者就労支援以外でも全然構いませんので、例えば今自分が所属している厚生労働省であれば、若年者支援で求人開拓やセミナーを委託したりしているところも多数あります。また、障害者雇用対策であったり、さまざまなおところがあるのかなと思っております。

○前田特定求職者雇用対策専門官 ちょっと補足で。今も出ました分野において、激動というか、年によって社会的資源も違いますし、ハローワークの体制等も違うので、過去に受託したというよりは現在の体制でどれだけ実績を残しているかを評価したいということで、現在類似する業務を行っているものについて5点というふうにさせていただいております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○川澤専門委員 今の評価項目のところ、過去に類似する業務の実施経験というこの過去は、実施要項の9ページの(2)の提出書類の②のところ、過去10年の類似・関連事業における実績説明書とあるのですが、評価項目の過去というのは過去10年を想定されているのでしょうか。

○伊藤室長 一応、過去10年で考えております。

○川澤専門委員 そうであれば、評価項目にも書いていただいたほうがいいのかなと思います。

○伊藤室長 はい。

○川澤専門委員 続いて、別紙3の情報開示の部分なのですが、3の従来の実施における実績の求人開拓業務で、これは啓発・支援業務と求人開拓業務の接触事業主数を分けて記載していただいているのですが、平成30年の1,569社と1,705社は、重複はないということですか。

○伊藤室長 重複もございます。

○川澤専門委員 あるのですか。

○伊藤室長 はい。

○川澤専門委員 なるほど。どのくらい重複があるのでしょうか。つまり、延べ開拓求人数が2,163なので、ある意味、今回、その数字目標で設定されている3,500というのが、最初は過年度の実績の足し算で出しているのかなと思ったのですが、かなり重複があるのであれば、そもそもの目標の3,500というのが妥当なのかという気もしまして、そのあたりいかがでしょうか。

○伊藤室長 すいません、こちらのもともとの今後の目標数値の接触事業主数についても、これも複数の事業で重複もありという考え方でやっていますので、今の実績と同じような考え方で数値を上げさせております。3,500社と書いておりますけれども、実際の実施企業の数にはわからないのですが、2,500社であったりということが考えられます。

○川澤専門委員 もしそうであれば、啓発・支援事業の過年度の実績の1,569社と1,705社に対応する目標を書きいただいたりとか、もうちょっとそこは。何かこれだけ見ると3,500人接触しなきゃいけないのかと思いますので。

○伊藤室長 そこはわかりやすいように。

○川澤専門委員 はい。わかりやすいように書いていただいたほうがいいのかなと思いました。

あと、3の情報開示の従来の実績の求人開拓業務のところは、情報収集業務とは違って接触の方法の欄がないのですが、求人開拓は面談のみということが決まっているから書かれていないとか、そのあたりはいかがですか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 接触の方法は特に面談ということで決めているわけで

はないのですけれども、たまたま報告としてもらっていなかったのが過去実績としてまとめることができなかったというものでございます。

○川澤専門委員 そうであれば、多分これもどういう接触方法なのかというのはかなりコストにかかわってくるものだと思いますので、今後の実績報告のところでそれも含めて報告いただいて、次からは開示できるようにしたほうがよろしいのかなと思いました。

あと、別紙5のポンチ絵の求人開拓業務のところ、一番上に関係機関との調整で、保護観察所から協力雇用主名簿受領というふうに書いてあるかと思います。この名簿がどのぐらい整理されているかというのは、かなり人件費というか経費にかかわってくるのかなと思うのですが、過年度の事業者の方はどういう名簿を受けられて、どういうふうな形でそのままアクションを起こせばいいかということをも十分把握されているので、この名簿がどういう——例えば、社名が入って、住所が入って、電話が入って、メールが入っているのかとか、そういったサンプルみたいなものは説明会で提示するなり何なりされる予定でしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 提示する予定はなかったのですけれども、できないことはないと思うのですが、もともとその名簿は法務省が作っているものなので、どのような名簿を作っているのか、様式があるのかというのを今こちらで把握をしていないので、そこは法務省と調整をさせていただきたいと思います。全く違う名簿で説明をしてしまうと、それはそれで事実誤認になるので。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

かつ、難しいかもしれないのですけれども、そのリストで、おそらくこれは毎年度、事業主の方は更新があって、過年度、様式3の一番最後、実施状況報告書のところで、接触事業主のうちの雇用する意思がない事業主数ですとか、多分その名簿ごとに実績のリストというものがあると思うのです。こういったことも過年度の事業者は熟知しているので、実際にもう経年で受けている事業者はどういうところなのかということもわかっていると思うので、なるべくこういった過去の実績というものを共有できるように。この資料の中に盛り込むというよりは、説明会で開示をしたり丁寧に説明いただくのがいいのかなと思いました。

○伊藤室長 そのあたりも法務省とも調整を図った上で、できることを行いたいと思っております。

○川澤専門委員 わかりました。

○辻専門委員 今回の点でございますけれども、協力雇用主名簿については紙媒体なのか、それとも電子媒体なのか、そのあたりはご存じでしょうか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 申し訳ございません、存じ上げておりません。

○川澤専門委員 支給業務の別紙2の情報開示のところで、従来の実施に要した経費の中で、かなりの部分がこの試行雇用助成金です。1件当たり、大体150件で計算すると14万円ぐらいとか10万円超で、ほかの委託費に比べて経費がかかるものだと思うのですが、それはそういう性質のものなののでしょうか。かなりその手続が煩雑であるとか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 この支給業務の中でメイン部分を占めるのは、このトライアル雇用助成金の支給となります。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 では、何点か。資料A-2-1の別紙2の評価基準なのですが、必須項目として1の(2)の③教育訓練等特筆すべき事項との記載なのですが、特筆すべき事項はどちらかという加点項目であり、必須にすると業者が迷ってしまうのではないかと思います。

次、別紙3でございますが、従来の実施に要した経費ということで、2の事業費の(1)で事業所費というのがあるのですが、これは何を意味されていますか。

実施要項を見ますと、拠点を決めることは事業内容にはなっておらず、とはいえ、従来の実施に要した経費で事業所費ということで、拠点に係る経費も事業の実施として認めておられ、その観点からいきますと、例えば東京と神奈川を一緒にしたほうが一般管理費的な経費が節約できるのではないかという印象を持っています。

先ほど、事前説明のときに、このように分けることによってエリアごとの委託費の予算額が随分減縮してしまう結果になろうという予測がされている中、東京と神奈川は労働者の供給エリアとしては近接しているので、今回はともかく、分割方法について検討されたほうが、より費用対効果の高い調達ができるのではないかと思います。

A-2-2の支給業務等で教えていただきたいのですが、事業の内容として4ページ、(1)、(2)、(3)については、必要な給付処理をするということで、詳細は別添資料を見ればわかるかと思うのですが、具体的な給付処理の内容というのはどこかに書いてございますか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 今のは、一応、別紙3に流れであったり、処理の流れを記載しています。

- 尾花主査 その部分のどこをやるのでしょうか。全部ですか。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 受託者、赤色で全て記載をしております。赤、オレンジみたいなものの部分をやっていただくようなイメージでございます。
- 尾花主査 なるほど。そして、その支給という具体的な行為は何を意味しているのですか。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 口座への振り込みです。
- 尾花主査 口座の振り込みの処理をしているだけで、必ずしも資金を受託事業者が預託を受けて払っているというわけではないということですか。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 事業者に一旦払っていただいて、その払った金額であったり、その人件費等をまとめて精算、あるいは概算払というような形です。
- 尾花主査 受託事業者が先払いをするのですか。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 原則としてはそういう形になります。ただし、概算払が認められれば四半期ごとに分割をして事前にお支払いをするような形です。
- 尾花主査 理解が不十分で申しわけないのですが、受講援助費を自身の資金から払い、後に……。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 厚生労働省に請求をするというような形です。
- 尾花主査 なるほど。とすると、信用力というか、資金に余剰のある業者しかこの業務は参入できないというイメージでしょうか。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 そうですね。
- 尾花主査 自分で事業をするときにはいいと思うのですが、お金を支給する業務の支給金を自身の手持ちのお金で一旦払って精算を受けるという方式は、かなり珍しいのではないかと思います。
- 足達参事官 民間の支援金の話ですよ。それを、立てかえているのですか。7,000万とか3,000万とかの委託費の話じゃなくて、民間に払っている補助金とか委託費も立てかえているのかと聞いているのです。
- 前田特定求職者雇用対策専門官 そうです。全部立てかえです。
- 尾花主査 すいません。そうすると、実態を教えてくださいたいのですが、業者としては概算払がないとすると、最後にいただくとなると、1年間につき、その業者はどのぐらい手持ち資金を持っていないとこの事業はできないのですか。
- 伊藤室長 そういった支払いについては、これだと2,600万ぐらいになるかなと思

います。

○前田特定求職者雇用対策専門官 別紙2で情報の開示ということで従来の実施に要した経費で、今年度の契約額で言うと、事業費の(1)から(4)まで足し上げると2,600万、2,700万ぐらいになるので。

こういう形式のものが概算払を認められやすいのかということをやっと私のほうで把握していないので、確認をさせていただければと思います。

○伊藤室長 概算払については、協力雇用主の5地域に分割しているほうはちょっと金額的に難しい場合があるかなと思っていますけれども、こちらについては比較的認められやすいというのはあるのですけれども、ただ、確約とかはできないという状況ではあります。どうなるかは実際に委託を受けて申請した後になってしまいます。

○尾花主査 業務の遂行方法を伺うと、現在の業者が受けてくださらないと、なかなか民間事業者が受けるのは難しい業務のような印象を受けました。というのは、この3,765万、全体のうち2,600万ぐらいは支給金用のお金の費用であって、これを見ると管理費の692万の中の一部がおそらく業者の利益ではないかと思われます。この業者は従来の実施に要した人員が兼務2名なので、利益を生まなくてもよい機構とか一般社団法人とかでない、なかなか受けにくい業務なのだなということがよくわかりました。

もし、こういった業務を続けるのであれば、入札した方が2,000万ぐらい余剰資金を持っていないと履行できない業務なので、履行できなくて債務不履行になったりするのは気の毒なので、明示をされるほうがいように思います。

○伊藤室長 はい。過去には、支給業務のところだけをやったときもあったのですけれども、そのときには、いわゆる民間の業者も参入されて落札されたというときもございました。一応、皆さん、興味は持っていただけなのですけれども。

○尾花主査 なるほど。

○川澤専門委員 今の関連で、民間企業への支給というのは年度払いなのですか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 いえ、都度です。

○川澤専門委員 都度払いですか。

○前田特定求職者雇用対策専門官 都度払いです。

○川澤専門委員 その仕組みは今後に向けて変えていくことを検討する必要があるような気がします。前も預かり金の問題が別の事業でもありまして、事業者から支払うというの

ではなくて、お金の流れはきちんと厚生労働省からその事業者と、支給の事務手続を委託するというほうがいろいろな問題が生じにくいと思いますので、そこはぜひ今後に向けてご検討いただければと思います。

○伊藤室長 はい。すぐというわけにはいかないのですが、今後の課題として。

○尾花主査 何かございますか。よろしいですか。締めていいですか。

ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にないです。

○尾花主査 それでは、実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見招請の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、厚生労働省におかれましてもそのようにご承知おきの上、対応をお願いいたします。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○伊藤室長 どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

— 了 —